公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１３１号
鹿児島県肝属郡肝付町前田904番地６
債務者　内田　利明
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
大分県臼杵市大字臼杵72番地の72
債務者　坂田貴代美
１　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
沖縄県うるま市字田場309番地１　川原団地４―303
債務者　吉田　郁子
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４９号
沖縄県沖縄市久保田２丁目25番11号　２Ｆ
債務者　安里　理絵
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２３１号
青森県黒石市東町19番地４
債務者　小田桐誠二
１　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２３２号
青森県黒石市東町19番地４
債務者　小田桐真紀子
１　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２３８号
青森県青森市浪岡大字浪岡字淋城92番地８　フローレンス101号
債務者　加藤　治子
１　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３２号
長崎県松浦市福島町浅谷免370番地４　丸岩団地Ｃ101、従前の住所長崎県松浦市福島町原免1126番地２
債務者　金子　真也
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
長崎県松浦市調川町下免729番地１、従前の住所長崎県松浦市星鹿町北久保免366番地２
債務者　竹中　早苗
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
長崎県松浦市今福町北免2009番地
債務者　眞田　輝美
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
長崎県松浦市福島町鍋串免24番地、従前の住所佐賀県伊万里市立花町3997番地８
債務者　綿屋　正博（旧姓樋口）
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
長崎県松浦市今福町北免2009番地
債務者　宮城　竜也
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
長崎県松浦市今福町北免2009番地
債務者　宮城かおり
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４７７９号
東京都品川区荏原６―10―７―202、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区中沢１丁目22―13
債務者　平沢美由紀
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８２６号
千葉県千葉市若葉区貝塚町407　県住１棟301号
債務者　白崎　優子
１　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８５１号
茨城県水戸市笠原町1382―２　県営六番池アパート４棟202
債務者　伏見　将司(旧姓菊間・斉藤・大河原)
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８５２号
茨城県水戸市笠原町1382―２　県営六番池アパート４棟202号
債務者　伏見あす香（旧姓富田・飯田）
１　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部